



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 区営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・3件（県民生活課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 3

訓 令

- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課）…………… 4

告 示

沖縄県告示第652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり久志土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年12月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	島袋富次郎	名護市字久志80番地
理事	宮城勝幸	名護市字久志30番地
理事	島袋哲博	名護市字久志21番地
理事	島袋民雄	名護市字久志151番地
理事	田幸英公	名護市字久志1439番地の10
理事	比嘉清隆	名護市字久志810番地の5
監事	高江洲徳雄	名護市字久志134番地
監事	比嘉貢	名護市字久志790番地の19

任期 平成25年10月1日から平成29年9月30日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	島袋富次郎	名護市字久志80番地

理事	棚原穩幸	名護市字久志52番地の1
理事	島袋哲博	名護市字久志21番地
理事	棚原忠武	名護市字久志41番地
理事	大城政勝	名護市字久志851番地
理事	棚原繁男	名護市字久志23番地
監事	棚原正幸	名護市字久志130番地
監事	徳本勲	名護市字久志73番地

沖縄県告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、今帰仁村土地改良区から申請のあった天底第1地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、平成25年12月10日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月20日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 縦覧に供する期間 平成25年12月24日から平成26年1月28日まで
- 縦覧に供する場所 今帰仁村役場
- その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第654号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成25年12月20日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 公告認定対象区域 南風原町字兼城577番7ほか51筆
- 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県南部土木事務所
- 認定年月日及び指令番号 平成25年12月12日 沖縄県指令土第1286号

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年2月10日まで縦覧に供する。

平成25年12月20日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 申請のあった年月日 平成25年12月11日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人街のえんがわ山桃
- 代表者の氏名 松本京子
- 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市山内三丁目12番9号

5 定款に記載された目的 この法人は、主に地域の住民に対して心地よい居場所を提供することにより、地域コミュニティの活性化、癒し空間の創出、子どもの生きる力を育む活動の支援、子どもや地域人材を活かす力を支援し蓄え、企業や個人で社会貢献促進のお手伝いをする、地域の人々の相互扶助ゆいまーるを推進するなど、まちとくらしを支援する多様な事業を行い、良好な住環境及び活発な地域コミュニティが創造・保たれることを目指し市民の公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年2月10日まで縦覧に供する。

平成25年12月20日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年12月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ていーだかんかん
- 3 代表者の氏名 下地弘一
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市天久2丁目29番22号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者福祉サービスに関する事業を行い、障がい者に対し就労支援や生活支援を提供し、地域で暮らす障がい者が安心して生活が出来る様、その実現に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年2月10日まで縦覧に供する。

平成25年12月20日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年12月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NPO首里
- 3 代表者の氏名 平仲直美
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里平良町1丁目74番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、首里地域住民及び郷友者に対して、伝統文化・芸術の継承と支援、青少年の健全育成及び世界遺産を有する首里地域の環境保全と整備に関する事業を行い、公益に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年12月20日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年11月26日 沖縄県指令土第1191号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 読谷村字瀬名波687番1ほか35筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路及び緑地
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 読谷村字波平845番地5 有限会社うふにし開発 代表取締役 渡嘉敷唯一
- 5 検査済証番号 平成25年12月10日 第4058号
- 6 工事完了年月日 平成25年10月19日

訓 令

沖縄県訓令第78号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年12月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中 「定型企市2 町（字）の区域（名称）の設定（廃止、変更）を「定型企市2 自衛官（自衛官
定型企市3 自衛官の募集」

候補生）の募集」に、「定型企市4」を「定型企市3」に、

「定型環自11 特定鳥獣保護管理計画の決定

を「定型環自11 特定鳥獣

定型環自12 特定鳥獣保護管理計画の決定（変更）についての公聴会の開催

保護管理計画の決定」に、「定型環自13」を「定型環自12」に、「定型環自14」を「定型環自13」に、「定

定型環自15」を「定型環自14」に、「定型環自16」を「定型環自15」に、「定型環自17」を「定型環自16」

に、「定型環自18」を「定型環自17」に、「定型環自19」を「定型環自18」に、「定型環自20」を「定型環

自19」に、「定型環自21 特定猟具使用禁止区域の指定

を「定型環自20

定型環自22 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止（制限）のための公聴会の開催

特定猟具使用禁止区域の指定」に、「定型環自23」を「定型環自21」に、「定型環自24」を「定型環自22」

に、「定型環自25」を「定型環自23」に、「定型環自26」を「定型環自24」に、「定型環自27」を「定型環

自25」に、「定型環自28」を「定型環自26」に、「定型環自29」を「定型環自27」に、「定型環自30」を

「定型環自28」に、「定型環自31」を「定型環自29」に、「定型環自32」を「定型環自30」に、「定型環自

33」を「定型環自31」に、「定型環自34」を「定型環自32」に、「定型環自35」を「定型環自33」に、「定

定型環自36」を「定型環自34」に、「定型環自37」を「定型環自35」に、「定型環自38」を「定型環自36」

に、「定型環自39」を「定型環自37」に、「定型環自40」を「定型環自38」に、「定型環自41」を「定型環

自39」に、「定型環自42」を「定型環自40」に、「定型環自43」を「定型環自41」に、「定型環自44」を

「定型環自42」に、「定型環自45」を「定型環自43」に、「第5節 障害保健福祉課」を

「第5節 障害保健福祉課

定型福障1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医

療機関の指定

定型福障2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医

療機関の名称（所在地）の変更の届出

定型福障3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医

療機関の指定の辞退

定型福障4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医

療機関の指定の取消し

定型福障5 身体障害者福祉法に基づく医師の指定

定型福障6 身体障害者福祉法に基づく医師の指定の取消し

に、

「定型農計24 共同施行土地改良事業に係る換地処分の届出

定型農計25 市（町、村）営土地改良事業施行の適当の決定

定型農計26 市（町、村）営土地改良事業施行の同意 を「定型農計24 共同施行土地改良事

定型農計27 市（町、村）営土地改良事業計画変更の適当の決定

定型農計28 市（町、村）営土地改良事業計画変更の同意」

業に係る換地処分の届出」に、「定型農計29」を「定型農計25」に、「定型農計30」を「定型農計26」に、

「定型農計31」を「定型農計27」に、「定型農計32」を「定型農計28」に、「第2節 国際物流推進課」を

「第2節 国際物流推進課

- 定型商国 1 大規模小売店舗の新設の届出
- 定型商国 2 大規模小売店舗の変更の届出
- 定型商国 3 大規模小売店舗の変更の届出
- 定型商国 4 大規模小売店舗の変更の届出
- 定型商国 5 大規模小売店舗の廃止の届出
- 定型商国 6 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見
- 定型商国 7 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見
- 定型商国 8 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見を踏まえた変更の届出
- 定型商国 9 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告
- 定型商国10 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告を踏まえた必要な変更に係る届出

に、

「第4節 中小企業支援課

- 定型商中 1 大規模小売店舗の新設の届出
- 定型商中 2 大規模小売店舗の変更の届出
- 定型商中 3 大規模小売店舗の変更の届出
- 定型商中 4 大規模小売店舗の変更の届出
- 定型商中 5 大規模小売店舗の廃止の届出
- 定型商中 6 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見
- 定型商中 7 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見
- 定型商中 8 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見を踏まえた変更の届出
- 定型商中 9 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告
- 定型商中10 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告を踏まえた必要な変更に係る届出

を「第4節

中小企業支援課」に、「第3節 文化振興課」を「第3節 文化振興課 定型文文1 県立博物館・美術館の観覧料の承認」に改める。

定型共通3中「すべて」を「全て」に、「問い合わせ」を「問合せ」に改め、同定型注2から注4まで及び注7中「まっ消」を「抹消」に改める。

定型共通4中「すべて」を「全て」に改め、同定型注4及び注5中「まっ消」を「抹消」に改める。

定型企市2を次のように改める。

定型企市2 自衛官（自衛官候補生）の募集

行為の根拠 自衛隊法施行令第114条、第117条第1項及び第118条

告示の根拠 自衛隊法施行令第114条、第117条第1項及び第118条

沖縄県告示第 号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、117条第1項及び第118条の規定により、平成__年度における2等陸士（2等海士、2等空士）として採用する自衛官（自衛官候補生）の募集期間等を次のとおり告示する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ 名

1 区分、募集期間、試験期日、試験場の位置及び試験場の名称

区分	募集期間	試験期日	試験場の位置	試験場の名称

2 その他

定型企市3を削り、定型企市4を定型企市3とする。

定型環自10公告の根拠中「第4条第4項」を「第4条第5項」に改める。

定型環自11公告の根拠中「第7条第7項」を「第7条第8項」に、「第4条第4項」を「第4条第5項」に改める。

定型環自12を削り、定型環自13を定型環自12とし、定型環自14から定型環自21までを1定型ずつ繰り上げる。

定型環自22を削り、定型環自23を定型環自21とし、定型環自24から定型環自45までを2定型ずつ繰り上げる。

第6章第5節を次のように改める。

第5節 障害保健福祉課

定型福障1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定

行為の根拠 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項

告示の根拠 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第69条第1号

沖縄県告示第 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ 名

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
		平成__年__月__日
		平成__年__月__日

定型福障2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称（所在地）の変更の届出

行為の根拠 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条

告示の根拠 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第69条第2号

沖縄県告示第 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ 名

1 名称の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
				平成__年__月__日
				平成__年__月__日

2 所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
				平成__年__月__日
				平成__年__月__日

定型福障3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関

の指定の辞退

行為の根拠 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第65条

告示の根拠 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第69条第3号

沖縄県告示第 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次の指定自立支援医療機関は、その指定を辞退した。

平成 年 月 日

沖縄県知事 氏 名

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退年月日
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日

定型福障4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の取消し

行為の根拠 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第68条

告示の根拠 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第69条第4号

沖縄県告示第 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第68条の規定により、次の指定自立支援医療機関の指定を取り消した。

平成 年 月 日

沖縄県知事 氏 名

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	取消年月日
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日

定型福障5 身体障害者福祉法に基づく医師の指定

行為の根拠 身体障害者福祉法第15条第1項

告示の根拠 ー

沖縄県告示第 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として次の者を指定した。

平成 年 月 日

沖縄県知事 氏 名

医師の氏名	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	診療科名	指定年月日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日

定型福障6 身体障害者福祉法に基づく医師の指定の取消し

行為の根拠 身体障害者福祉法施行令第3条第3項

告示の根拠

沖縄県告示第 号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師としての指定を次のとおり取り消した。

平成 年 月 日

沖縄県知事 氏 名

医師の氏名	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	診療科名	取消年月日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日

定型農計5中「幹事」を「監事」に改める。

定型農計25から定型農計28までを削り、定型農計29を定型農計25とし、定型農計30から定型農計32までを4定型ずつ繰り上げる。

定型農森1の2中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改める。

定型農森1の3告示の根拠中「第6条第6項」を「第6条第7項」に改める。

定型農森2中「第5条第4項」を「第5条第5項」に、「第6条第6項」を「第6条第7項」に改める。

定型農森21告示の根拠中「第18条」を「第50条」に改める。

定型農水9注3中「まっ消」を「抹消」に改める。

定型商産1及び定型商産2中

- 2 受験手続 受験願書を平成 年 月 日から平成 年 月 日までに沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）、沖縄県宮古事務所総務課（宮古島市平良字西里1125番地）又は沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里438番地の1）に提出すること。受験願書を郵送により提出する場合は、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。
- 3 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号 ））、沖縄県宮古事務所総務課（電話番号 ））又は沖縄県八重山事務所総務課（電話番号 ））に問い合わせること。

を

- 2 受験手続 受験願書を平成 年 月 日から平成 年 月 日までに沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。受験願書を郵送により提出する場合は、簡易書留郵便によるものとし、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。
- 3 受験願書配布場所 沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）、沖縄県宮古事務所総務課（宮古島市平良字西里1125番地）又は沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里438番地の1）
- 4 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号 ））に問い合わせること。

に改める。

第8章第2節を次のように改める。

第2節 国際物流推進課

定型商国1 大規模小売店舗の新設の届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第5条第1項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第5条第3項及び大規模小売店舗立地法施行規則第5条

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部国際物流推進課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 届出年月日 平成__年__月__日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成__年__月__日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 __平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 __平方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 __時__分、閉店時刻 __時__分
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 __時__分から__時__分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 __時__分から__時__分まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流推進課に提出すること。

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

定型商国2 大規模小売店舗の変更の届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第6条第1項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第6条第3項において準用する同法第5条第3項

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部国際物流推進課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 届出年月日 平成__年__月__日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前
変更後
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
変更後
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
変更後
- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 平成__年__月__日
 - (2) 4(2) 平成__年__月__日
 - (3) 4(3) 平成__年__月__日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流推進課に提出すること。

※ 4(3)について、小売業の入替えではなく、入居又は撤退の場合は次のように記載する。

- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
追加する者
削除する者

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

定型商国3 大規模小売店舗の変更の届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第6条第2項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第6条第3項において準用する同法第5条第3項

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部国際物流推進課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 届出年月日 平成__年__月__日

4 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の新設をする日

変更前 平成__年__月__日

変更後 平成__年__月__日

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 __平方メートル

変更後 __平方メートル

(3) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(4) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(5) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 次の図のとおり、面積 __平方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、面積 __平方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 __時__分、閉店時刻 __時__分

変更後 開店時刻 __時__分、閉店時刻 __時__分

(8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 __時__分から__時__分まで

変更後 __時__分から__時__分まで

(9) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり

変更後 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(10) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 __時__分から__時__分まで

変更後 __時__分から__時__分まで

5 変更する年月日

(1) 4(1)から(6)まで 平成__年__月__日

(2) 4(7)から(10)まで 平成__年__月__日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して

沖縄県商工労働部国際物流推進課に提出すること。

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

定型商国4 大規模小売店舗の変更の届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法附則第5条第4項及び同法第6条第2項において準用する同法第5条第3項

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部国際物流推進課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 届出年月日 平成__年__月__日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 __平方メートル
変更後 __平方メートル
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
 - (4) 荷さばき施設の位置及び面積
変更前 位置 次の図のとおり、面積 __平方メートル
変更後 位置 次の図のとおり、面積 __平方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
 - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
変更前 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル
変更後 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
 - (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 __時__分、閉店時刻 __時__分
変更後 開店時刻 __時__分、閉店時刻 __時__分
 - (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 __時__分から__時__分まで
変更後 __時__分から__時__分まで
 - (8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり
 変更後 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり
 (「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 __時__分から__時__分まで

変更後 __時__分から__時__分まで

5 変更する年月日

(1) 4(1)から(5)まで 平成__年__月__日

(2) 4(6)から(9)まで 平成__年__月__日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流推進課に提出すること。

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

定型商国5 大規模小売店舗の廃止の届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第6条第5項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第6条第6項及び大規模小売店舗立地法施行規則第10条

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 届出年月日 平成__年__月__日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 廃止前 __平方メートル
 廃止後 __平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日 平成__年__月__日

定型商国6 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第8条第1項及び第2項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第8条第3項及び大規模小売店舗立地法施行規則第14条

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第__条第__項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 法第8条第1項の規定による市町村の意見の概要
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要
- 5 縦覧期間 平成__年__月__日から同年__月__日まで

6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流推進課

定型商国7 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第8条第4項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第8条第6項及び大規模小売店舗立地法施行規則第15条

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第__条第__項の届出に対する法第8条第4項の規定による意見の概要について、同条第6項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 通知した日 平成__年__月__日
- 4 法第8条第4項の規定による意見の概要
- 5 縦覧期間 平成__年__月__日から同年__月__日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流推進課

定型商国8 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見を踏まえた変更の届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第8条第7項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第8条第8項において準用する同法第5条第3項

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部国際物流推進課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 届出年月日 平成__年__月__日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 変更前 __平方メートル
 変更後 __平方メートル
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
 変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
 変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
 （「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
 変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
 変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台
 （「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課（及び市町村担当課）において縦覧に供する。）
 - (4) 荷さばき施設の位置及び面積
 変更前 位置 次の図のとおり、面積 __平方メートル
 変更後 位置 次の図のとおり、面積 __平方メートル
 （「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課（及び市町村担当課）において縦

覧に供する。)

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 __時__分、閉店時刻 __時__分

変更後 開店時刻 __時__分、閉店時刻 __時__分

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 __時__分から__時__分まで

変更後 __時__分から__時__分まで

(8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり

変更後 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 __時__分から__時__分まで

変更後 __時__分から__時__分まで

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

定型商国9 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第9条第1項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第9条第3項及び大規模小売店舗立地法施行規則第17条

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第7項の届出に対する法第9条第1項の規定による勧告の内容について、同条第3項の規定により公告する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 勧告した日 平成__年__月__日
- 4 法第9条第1項の規定による勧告の内容

定型商国10 大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告を踏まえた必要な変更に係る届出

行為の根拠 大規模小売店舗立地法第9条第4項

公告の根拠 大規模小売店舗立地法第9条第5項において準用する同法第5条第3項

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第9条第4項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成__年__月__日から同年__月__日までの間、沖縄県商工労働部国際物流推進課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 届出年月日 平成__年__月__日

4 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 __平方メートル

変更後 __平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 __台

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 次の図のとおり、面積 __平方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、面積 __平方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、容量 __立方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 __時__分、閉店時刻 __時__分

変更後 開店時刻 __時__分、閉店時刻 __時__分

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 __時__分から__時__分まで

変更後 __時__分から__時__分まで

(8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり

変更後 出入口の数 入口__か所、出口__か所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)

(9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 __時__分から__時__分まで

変更後 __時__分から__時__分まで

注 知事の縦覧事務の縦覧場所を市町村の事務所とする場合には、当該市町村の長の同意をあらかじめ書面で徴すること。

第8章第4節を次のように改める。

第4節 中小企業支援課

第9章第3節を次のように改める。

第3節 文化振興課

定型文1 県立博物館・美術館の観覧料の承認

行為の根拠 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例第11条第5項

告示の根拠 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例第11条第6項

沖縄県告示第 号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成__年__月__日

沖縄県文化観光スポーツ部長 氏 __ __ __ 名

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者
- 3 観覧料を承認した期間 平成__年__月__日から平成__年__月__日まで
- 4 観覧料の額
常設展（企画展、特別展）の名称

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館（美術館）施設	一般	円	円
	大学生及び高校生	円	円
	中学生及び小学生	円	円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

注 1 この告示定型は、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例第11条第4項の規定により観覧料を定める場合においては適用しない。

2 2の指定管理者については、指定管理者の名称及び所在地を記載すること。

定型土港5中

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

を

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。
平成__年__月__日

に改める。

定型土港6中

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を定める予定であり、次のとおり当該臨港地区の区域の案を縦覧に供する。

を

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を定める予定であり、次のとおり当該臨港地区の区域の案を縦覧に供する。

平成__年__月__日

に改める。

附 則

この訓令は、平成25年12月20日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---